

令和 8 年度愛媛県原子力防災基礎研修及び原子力防災業務関係者研修 企画運営業務 公募型プロポーザル募集要項

この要項は、「令和 8 年度愛媛県原子力防災基礎研修及び原子力防災業務関係者研修企画運営業務」を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の概要

(1) 業務名

令和 8 年度愛媛県原子力防災基礎研修及び原子力防災業務関係者研修企画運営業務

(2) 業務の内容

別添「令和 8 年度愛媛県原子力防災基礎研修及び原子力防災業務関係者研修企画運営業務仕様書（案）」（以下「仕様書（案）」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

(4) 委託契約額の上限

9,824,697 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件（「4 プロポーザルの参加申込資格」参照）に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、県が内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めた者と随意契約を締結する。

3 担当部局及び連絡先

愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課（愛媛県庁第一別館 3 階）

住 所 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電 話 番 号 089-941-2111（代表） 089-912-2341（直通）

F A X 番 号 089-931-0888

メールアドレス genshiryokuanzen@pref.ehime.lg.jp

4 プロポーザルの参加申込資格

本業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）参加者は、次の資格要件を満たすものとする。

- (1) 令和 8～10 年度競争入札参加資格審査申請を受理されており、二次審査実施日時までに当該資格を有する予定であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (3) 企画提案書類提出期限において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産開始手続き開始の申立てをしている者又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 企画提案書類の提出期限の日前 6 ヶ月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

5 プロポーザル実施に係るスケジュール※予定

- (1) 募集要項等の掲載開始日及び参加申込書受付期間
令和 8 年 3 月 30 日（月）～4 月 15 日（水）17 時 15 分
- (2) 実施内容等に関する質問票の提出期間
令和 8 年 3 月 30 日（月）～4 月 7 日（火）17 時 15 分
- (3) 実施内容等に関する質問内容及び回答事項のホームページ掲載日
令和 8 年 4 月 14 日（火）までに掲載
- (4) プロポーザル参加資格確認結果の通知
令和 8 年 4 月 20 日（月）
- (5) 企画提案書類の受付期間
令和 8 年 4 月 20 日（月）～5 月 1 日（金）
- (6) 一次審査（書面審査）
令和 8 年 5 月 7 日（木）
※提案者が 5 者を超えない場合は一次審査を省略する。
- (7) 一次審査（書面審査）結果及び二次審査（プレゼンテーション）開催通知
令和 8 年 5 月 8 日（金）
- (8) 二次審査（プレゼンテーション）
令和 8 年 5 月 13 日（水）
- (9) 二次審査結果の通知
令和 8 年 5 月 15 日（金）

6 募集要項等の配布

- (1) 募集要項等の掲載期間
令和 8 年 3 月 30 日（月）～4 月 15 日（水）まで
- (2) 募集要項等の配布方法
募集要項等は、(1) の間、愛媛県ホームページにおいて閲覧することができる。

7 プロポーザルへの参加及び辞退

参加を希望する者は、公募型プロポーザル参加申込書（様式1）及び同種業務等の実績表（様式2）を提出すること。

なお、提出期間内に参加申込書を提出していない者は、企画提案に参加することはできない。

(1) 提出方法

・持参の場合

「3 担当部局及び連絡先」へ提出すること。

・郵送の場合

書留又は簡易書留により「3 担当部局及び連絡先」へ送付すること。

・電子メールの場合

送付先アドレスを「3 担当部局及び連絡先」に問合せし、押印省略した各提出様式を指定したアドレスにPDF形式で提出すること。

(2) 提出期限

令和8年4月15日（水）17時15分（必着）

※持参での受付時間は開庁日の8時30分から17時15分

(3) その他

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、令和8年4月15日（水）17時15分までに、辞退届（様式3）を提出すること。

8 質問の受付

本業務の募集要項等に質疑がある場合は、質問票（様式4）をWord形式により作成し、電子メールに添付のうえ、「3 担当部局及び連絡先」へ送付すること。なお、指定した方法以外のファイル形式で送付のあったもの、電子メール以外の方法による質疑には回答しない。

(1) 質問票送付期限

令和8年4月7日（火）17時15分

(2) 回答方法

愛媛県ホームページにおいて、令和8年4月14日（火）までに質問内容及び回答を掲示する。

9 企画提案書類の提出

(1) 提出物及び提出部数

- | | |
|----------------------|----|
| ① 企画提案書類提出書（様式5） | 1部 |
| ② 法人・団体の概要書（様式6） | 7部 |
| ③ 法人・団体の概要に係るパンフレット等 | 7部 |
| ④ 企画提案書（様式7） | 7部 |

(2) 提出方法

- ・持参の場合

「3 担当部局及び連絡先」へ提出すること。

- ・郵送の場合

書留又は簡易書留により「3 担当部局及び連絡先」へ送付すること。

※電子メール不可

(3) 提出期間

令和8年4月20日(月)から5月1日(金)17時15分(必着)

※持参での受付時間は開庁日の8時30分から17時15分

(4) 留意事項

- ①企画提案書類提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示する場合がある。
- ②提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- ③企画提案書の提出は、参加者1者につき1案のみとし、複数の提案をすることはできない。

10 最優秀提案者の選定

(1) 選定の手続き等

- ①提案書を提出した者(以下「提案者」という。)の中から最優秀提案者を選定するため、令和8年度愛媛県原子力防災基礎研修及び原子力防災業務関係者研修企画運営業務委託事業者選定審査会(以下「審査会」という。)を開催する。
- ②審査会における審査は次のとおりとする。
 - ・一次審査 書面審査
 - ・二次審査 プレゼンテーション及びヒアリングただし、提案者が5者を超えない場合は、一次審査は行わない。
- ③一次審査における書面審査については、次のとおり実施する。なお、一次審査を行った場合、その結果は、全提案者へ通知する。
 - ・実施日時 令和8年5月7日(木) ※予定
- ④二次審査におけるプレゼンテーション及びヒアリングについては、次のとおり実施する。

なお、詳細は一次審査終了後、令和8年5月8日(金)までに通知する。

 - ・実施日時 令和8年5月13日(水) ※予定
 - ・実施場所 愛媛県庁舎にて現地開催する。
 - ・説明時間 プレゼンテーションは15分以内とし、ヒアリングは10分程度とする。
 - ・説明者 本業務に従事予定の実施責任者1名及びその他の者2名以内とする。

- ⑤審査会は、非公開とする。また、提案者は、他の提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。
- ⑥審査会でのプレゼンテーションは、提案書の内容についてのみ行うこと。また、必要により、パワーポイント等の使用を認める。
※審査会で使用するデータは、CD 又はメールにて「3 担当部局及び連絡先」まで提出すること。【提出期限：5月1日(金)17時15分】
※当日は、提案者の責任で操作すること。
- ⑦審査会は、上記の審査により最優秀提案者を選定する。審査結果に対する異議申立ては、受け付けないものとする。

(2) 選定の評価基準

別添「評価基準」のとおり。

11 審査結果

審査結果については、企画提案書を提出した全ての者に書面で通知する。ただし、順位や採点結果については通知しない。

12 契約方法

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って、必要に応じて契約内容についての協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

(2) 契約保証金

ア 契約保証金は契約金額の10分の1の額とする。ただし、契約保証金免除申請書を提出し、契約保証金免除決定通知書により免除の決定を受けた者は、これを免除する。

イ アに定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては愛媛県会計規則による。

- (3) 別添、仕様書(案)は、当該業務の最低水準を示したものである。したがって、最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する契約書に添付される仕様書には、県と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。

- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が調わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

13 契約書の作成

- (1) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結(以下「電子契約」という。)が可能である。
- (2) 契約の相手方に決定した際に電子契約を希望する場合は、7(2)までに電子メール(genshiryokuanzen@pref.ehime.lg.jp)にて「電子契約同

- 意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
- (3) 契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
 - (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - (5) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

14 その他

- (1) この企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーションへの出席に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選定作業のための必要最小限の範囲で複写することがある。